第4 関係機関との連携の確保

1 厚生労働省、消費者庁、他自治体等その他関係機関相互の連携

(1) 厚生労働省との連携

大規模な食中毒が発生した場合あるいは**広域流通食品等***や輸入食品等に違反が発見された場合は厚生労働省と情報交換等を行い、連携して対応します。

(2)消費者庁との連携

食品等に起因する**重大事故等***が発生あるいは食品等の表示に係る違反が発見された場合は、必要に応じて消費者庁と情報交換を行い、連携して対応します。

(3) 他自治体との連携

違反品や食中毒の調査対象(患者、食品等取扱施設)が浜松市の区域を越える場合は、関連 自治体と情報交換等を行い、連携して対応します。また、全国自治体の会議に加えて、政令指 定都市や近隣自治体との会議を通して食品衛生の最新の情報を交換し、懸案事項について協議 を行うことで、連携体制の維持向上を図ります。

(4) 広域連携協議会における連携

東海北陸厚生局の管轄する地域で構成される**広域連携協議会***の構成員として、監視指導の実施に当たっての連絡及び連携体制を平常時から整備し、広域的な食中毒事案が発生した場合は、関係機関等の連携を緊密化し食中毒の被害拡大防止を図ります。

2 農林水産省及び他自治体の農林水産部局との連携

農畜水産物の安全性確保のため、生産段階の情報を共有化し、必要に応じ連携して対応します。また、不適切な表示の食品等を排除するため、関東農政局静岡県拠点及び静岡県と連携して対応します。

3 浜松市庁内の連携

(1)健康危機管理体制

市内で発生した健康被害に関する情報については「浜松市健康危機管理基本指針」に基づき、 平常時から関連する部署と密接に情報交換を行います。また、感染症と食中毒の両面が疑われ る感染性胃腸炎患者が多発した時は、感染症関連部署と合同で調査を行う等、連携して対応し ます。

(2)消費者相談関連部署との連携

不適切な表示の食品等の流通を防止するため、違反情報を共有化するなど連携して対応します。

(3) 学校及び社会福祉施設所管課との連携

集団給食施設における食中毒等を防止するため、情報交換を行うとともに、食品等に起因する事故等が発生した場合は連携して対応します。

(4)農林水産関連部署との連携

市内で採取、生産等される農畜水産物について情報交換を行うとともに、基準違反等が発見された場合は連携して対応します。

